

集団回収優良団体を表彰しました



2月13日、平成19年度集団回収優良団体表彰式が行われました。今年度の受賞団体は、大塚新田杉なみ子供会育成会・天沼新田子供会育成会・富士見子供会・旭町1丁目子供会育成会・小室町子ども会育成会・大東中PTA・三光町自治会・高階小後援会の8団体です。

受賞した団体に舟橋市長から感謝状と記念品が贈られました。集団回収を継続して実施していくことで、ごみの減量化・資源化が図られるだけでなく、地域コミュニティの活性化にもつながります。今後も、市民の皆さんのご協力をお願いします。

問い合わせ…資源循環推進課・TEL224-5908

浄化槽の法定検査を忘れずに

浄化槽を使用している方には、保守点検・清掃と合わせて法定検査が浄化槽法により義務付けられています。

法定検査には、次の二種類があります。

①設置後の検査…設置された浄化槽が、適正に施工され、機能しているかを確認する検査です。浄化槽を使い始めて3か月を経過した日から、5か月の間に行う必要があります

②定期検査…維持管理が適正に行われ、浄化槽の機能が発揮されているかを確認する検査です。毎年1回行う必要があります

法定検査は、埼玉県知事が指定する、(社)埼玉県環境検査研究協会(TEL048-649-5151)に依頼してください。

河川などの環境を守るため、浄化槽の適正な維持管理

をお願いします。

問い合わせ…資源循環推進課

TEL224-5908

やってみませんか？ 集団回収

集団回収説明会

市では、集団回収の促進と実施団体を支援するため、集団回収報償金制度を設けています。

次の日程で、説明会を開催します。集団回収を実施して



いる団体や、これから始めてみたいと考えている団体の皆さんは、説明会へお越しください。

集団回収説明会

日時…3月19日(水)、午前9時

45分～11時

会場…やまぶき会館

平成十九年度報償金の申請

一月一日から三月三十一日(月)までに実施した集団回収実績に対する報償金の申請を、次のとおり受け付けます。

受付期間…4月1日(火)～14日(月)

受付場所…資源循環推進課(本庁舎五階)

提出書類…集団回収報償金交付申請書・集団回収実施報告書

問い合わせ…資源循環推進課
TEL224-5908



2月13日、4月2日(水)のオープンに向けて工事が進んでいる、東部地域ふれあいセンターの様子を見に出かけました。川越税務署の北側に隣接している同センターは、多目的ホールと会議室を併せ持つ施設。建物はほぼ完成していて、この日は外の工事が進められていました。今回の広報川越7ページに、開館のお知らせがあります。オープンが、楽しみです。



都市計画案の説明 公聴会を開催します

西部地域振興ふれあい拠点施設（仮称）整備事業地内における西部地域振興ふれあい拠点地区の地区計画（変更原案）・用途地域（変更案）・防火地域及び準防火地域（変更案）の変更について、内容の説明および意見を伺うため

の説明公聴会を次のとおり行います。当日直接会場にお越しください。

日時：3月25日（火）、午後2時

会場：川越駅西口土地地区画整理事務所

●都市計画案の縦覧および閲覧を行います

都市計画の縦覧

①川越都市計画 地区計画の

変更

都市計画の縦覧

②川越都市計画 用途地域の

変更

③川越都市計画 防火地域及

び準防火地域の変更

縦覧および閲覧期間：3月3

日（月）～17日（月）（土・日曜日

を除く）

縦覧および閲覧時間：午前8

時30分～午後5時

縦覧および閲覧場所：都市計

画課（本庁舎5階）

*②については、県都市計画

課ホームページでも、変更案

を確認できます。

<http://www.prei.saitama.lg.jp/A10/BB00/shinyoku/shinyoku.html>

地区計画に関する意見書の提出

①について、土地所有者ま

たは利害関係がある方は、市

あてに意見書を提出すること

ができます。

意見書の提出方法：3月3日

（月）～24日（月）（土・日曜日、

祝日を除く。必着）までに、

〒350-8601川越市

役所都市計画課に持参（郵

送可）

*意見書の様式は、縦覧場所

で配布します。

問い合わせ：都市計画課

TEL224-5945

テレビで川越市が紹介されます 「新日本紀行ふたたび」NHK総合

昭和53年放送の新日本紀行「小江戸残照 ～ 蔵造りの街・川越～」を基に、30年前と現在の川越が紹介されます。

放送予定日…3月8日（土）、午前11時～11時35分（放送日時や内容は変更される場合があります）

問い合わせ…NHKさいたま放送局・TEL048-833-2041

川越市都市計画審議会委員を公募します

都市計画審議会は、市が定める都市計画の決定および変更などに関して審議するため、都市計画法に基づき市が設置している付属機関です。

市民の皆さんの声を都市計画行政に反映させ、開かれた市政を推進するため、市民の皆さんから委員を公募します。

期間…委嘱した日から平成22年5月31日（月）まで

対象…次の要件をすべて満たす方

①市内在住の20歳以上で、都市計画（まちづくり）に関心がある

②年4回程度（平日昼間）の会議に出席が可能

③市の他の付属機関などの委員でない

定員…2人（選考）

応募方法…審議会名、住所・氏名・年齢・性別・職業・主な経歴・電話番号を明記し、「川越市の都市計画についての意見または考え」（任意の形式で800字程度）を添えて、3月3日（月）～27日（木）（必着）までに、〒350-8601川越市役所都市計画課（本庁舎5階）に持参（郵送可）

*市ホームページからも申し込むことができます。

問い合わせ…都市計画課・TEL224-5945

川越市都市景観審議会委員を公募します

都市景観審議会は、都市景観事務および屋外広告物事務に関して審議するため、都市景観条例に基づき市が設置する付属機関です。

市民の皆さんの声を都市景観行政に反映させ、開かれた市政を推進するため、市民の皆さんから委員を公募します。

期間…委嘱した日から平成22年6月5日（土）まで

対象…次の要件をすべて満たす方

①市内在住の20歳以上で、都市景観に関心がある

②年2回程度（平日昼間）の会議に出席が可能

定員…2人（選考）

応募方法…住所・氏名・年齢・性別・職業・主な経歴・電話番号を明記し、「川越市の都市景観についての意見または考え」（任意の形式で800字程度）を添えて、3月31日（月）（必着）までに、〒350-8601川越市役所都市景観課（本庁舎5階）へ持参（郵送可）

*市ホームページからも申し込むことができます。

問い合わせ…都市景観課・TEL224-5961